



第2部

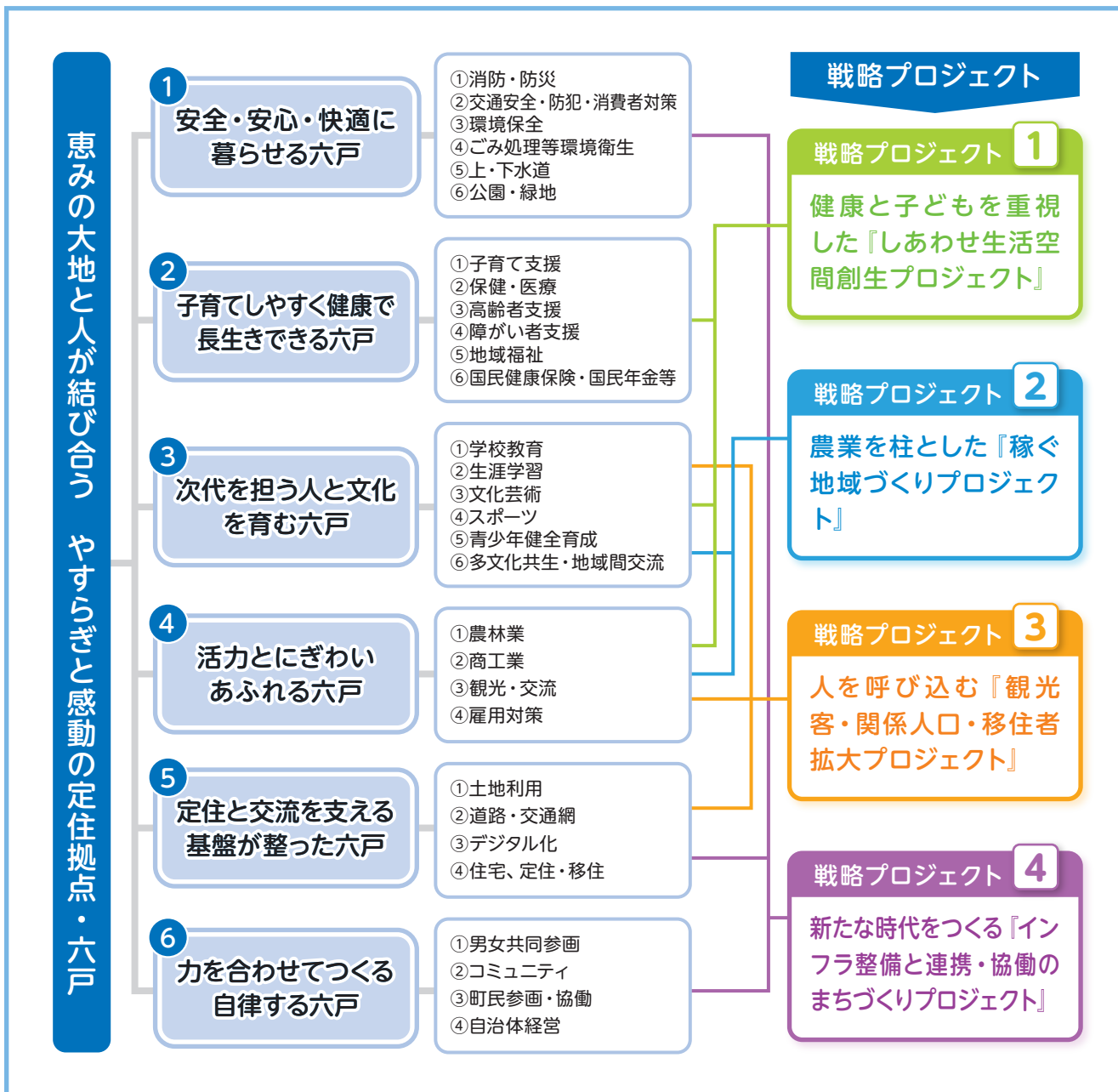
後期基本計画

序章

後期5年間の戦略プロジェクト

将来像の実現のためには、「第1部 総論」のP7「計画の体系」に基づき、施策項目ごとの取り組みを着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、本町の最重要課題である町全体の人口を維持する視点、選択と集中の視点に立ち、後期5年間のまちづくりの中で、特に重点的・戦略的に取り組む「戦略プロジェクト」(=総合戦略の柱)を定めました。

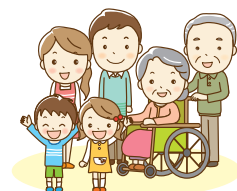
これら「戦略プロジェクト」に関する施策については、この「後期基本計画」の中に主要施策として重点的に盛り込み、積極的に推進していくこととします。



## 戦略プロジェクト 1

健康と子どもを重視した  
『しあわせ生活空間創生プロジェクト』

すべての町民が健康で幸せに暮らすとともに、町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、将来を担う人財として育つよう、保健・医療・福祉の充実とスポーツの振興、子育て支援体制の強化と「六戸学園」における教育内容の充実に向けた取り組みを重点的に推進します。



## 戦略プロジェクト 2

農業を柱とした  
『稼ぐ地域づくりプロジェクト』

町全体の稼ぐ力の向上と雇用機会の確保を図るため、本町の基幹産業である農業の維持と新たな展開を中心に、商工業の活性化、町民の地元雇用の促進と若者・女性にも選ばれる魅力ある職場環境づくりに向けた取り組みを重点的に推進します。



## 戦略プロジェクト 3

人を呼び込む  
『観光客・関係人口・移住者拡大プロジェクト』

町全体の人口を維持するとともに、人が集い、人と人がふれあう活気あるまちづくりを進めるため、観光・関係から移住への展開を見据えながら、観光機能の強化や本町を応援してくれる関係人口の創出、町外からの移住の促進に向けた取り組みを重点的に推進します。



## 戦略プロジェクト 4

新たな時代をつくる  
『インフラ整備と連携・協働のまちづくりプロジェクト』

新たな時代を見据えた基盤の整備とまちづくり体制の強化を図るため、道路・公共交通の充実やデジタル化の推進、町民や町民団体、民間企業、周辺自治体等の本町に関わる多様な主体との連携・協働体制の強化に向けた取り組みを重点的に推進します。



## 第1章 安全・安心・快適に暮らせる六戸

### 1 消防・防災



#### 現状と課題

近年、青森県における火災発生件数は減少傾向にありますが、火災による死者数は横ばいから微増で推移しています。

本町の消防体制については、常備消防は、十和田地域広域事務組合によって広域的に運営され、六戸消防署が町内の消防・救急を管轄しています。また、非常備消防は、9分団からなる消防団が組織されています。

しかし、地域防災力の中核を担う消防団においては、団員の確保が年々難しくなっており、団員数の維持が求められているほか、老朽化した施設・設備の計画的な更新等が必要となっています。また、常備消防・救急についても、施設・設備の更新や地域住民の高齢化に伴い増加が見込まれる救急ニーズへの対応、大規模災害に備えた消防力の強化等が求められています。

また、近年、全国各地で地震や台風、線状降水帯の発生などによる大規模な自然災害が発生し、災害に強い安全・安心なまちづくりが強く求められています。

本町は、災害が比較的少ない町ですが、これまで、防災全般の総合的な指針である地域防災計画の見直しを適宜行いながら、防災アプリや個別受信機、SNSの導入等による災害時の情報連絡体制の充実、大規模災害に備えた避難誘導體制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めてきました。

しかし、災害は、いつ発生するかわからないうえ、近年は想定外の事態に見舞われることも多いため、今後は、近年の大規模災害から得た教訓を踏まえ、防災関係機関と行政、町民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

## 主要施策

### 1-1-1 消防団の充実

- ①町民の理解と協力を得ながら、消防団・地域・行政等が一体となって団員の確保に努めます。
- ②団員の定期的な研修・訓練の実施、老朽化が進む施設・設備の計画的更新を図り、地域防災力の強化に努めます。

### 1-1-2 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、職員の定期的な研修・訓練の実施、施設・設備の計画的更新を図り、十和田地域広域事務組合による常備消防・救急体制の充実に努めます。

### 1-1-3 消防水利の整備

地域の状況を踏まえながら、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備を計画的に進めます。

### 1-1-4 総合的な防災・減災体制の確立

- ①実情に即した防災対策を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画をはじめとする防災関連計画、防災マップ等の見直しを適宜行います。
- ②町民の防災意識の高揚と自主的な備えの促進、自主防災組織の組織化に向け、防災に関する広報・啓発活動の推進や町民参加による防災訓練の実施、地域への働きかけ等を行います。
- ③災害時の情報連絡体制の強化・多重化に向け、防災行政無線やホームページはもとより、情報配信アプリ「ろくのへ防災・行政ナビ」、戸別受信機、公式LINE等の活用を図ります。
- ④大規模災害に備え、避難場所の周知徹底に努めるほか、防災用品の適正管理及び定期的更新、企業等との物資提供や復旧対策に関する協力体制の維持・強化に努めます。
- ⑤高齢者や障がい者など、災害時の避難に支援を要する人の避難支援体制の充実に向けた取り組みを進めます。

### 1-1-5 治山・治水対策の促進

水害や山地災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止等の治山・治水対策を引き続き関係機関に要請していきます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
消防団員数	人	165	180
消火栓設置箇所数	箇所	296	300

## 2 交通安全・防犯・消費者対策



### 現状と課題

近年、青森県における交通事故発生件数及び交通事故による死者数は減少傾向にありますが、死者の約7割が高齢者となっています。

本町では、警察や交通安全協会等と連携して交通安全活動を推進しており、毎年、交通安全教育や啓発活動の下支えとなるよう、交通安全協会等への支援を行っています。

今後は、東西南北に幹線道路が通り交通量が多いこと、運転者の高齢化がさらに進むこと等を勘案し、子どもや高齢者を中心とした交通安全の啓発を一層推進していくとともに、見通しの悪い交差点の解消や、警戒標識や区画線による危険箇所の注意喚起を継続的に行うなど、交通環境の整備を進めていく必要があります。

一方、近年、青森県における刑法犯認知件数は横ばい傾向にあり、このうちの約6割が窃盗犯となっています。

本町の防犯活動は、主に防犯協会が担っており、防犯協会が警察等と連携しながら、啓発活動や防犯パトロールの推進等に努めています。また、町では、町内会等による防犯灯の設置を支援し、夜間の犯罪の起こりにくい環境の整備に努めています。

しかし、近年、犯罪は一層複雑・多様化してきているほか、地域のつながりの希薄化等に伴い子どもや高齢者などを地域で見守る機会が少なくなっていくことも考えられるため、町民の防犯意識の高揚や自主的な防犯・パトロール活動の促進、犯罪の起こりにくい環境の整備等を進めていく必要があります。

また、青森県における消費生活に関する相談件数は微増傾向にあり、特殊詐欺、特に投資詐欺の相談が増加しています。

本町では、県の消費生活センターと連携し、消費生活相談の充実や消費生活に関する啓発・情報提供に努めているほか、広域的連携のもと、十和田市・六戸町・七戸町の住民を対象に、十和田市消費生活センターでの相談対応を行っています。

しかし、今後、高齢化のさらなる進行とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、被害に巻き込まれる危険性が高まることも予想されるため、消費生活に関する啓発や情報提供の推進、相談体制の一層の充実に努める必要があります。

## 主要施策

### 1-2-1 交通安全意識の高揚

関係機関・団体と連携し、子どもや高齢者をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、町民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

### 1-2-2 交通安全施設の整備

見通しの悪い交差点などを中心にカーブミラーや区画線などの交通安全施設を計画的に整備していくとともに、国道や県道に関しても、交通安全施設の整備や危険箇所の改良等を関係機関に要請していきます。

### 1-2-3 防犯意識の高揚と防犯活動の促進

防犯協会と連携し、町民の防犯意識の一層の高揚や地域の自主的な防犯・パトロール活動の促進に努めるとともに、防犯協会と地域の連携を促し、犯罪に関する情報連絡体制の充実を促進します。

### 1-2-4 犯罪の起こりにくい環境の整備

街灯・防犯灯について、地域からの要望を踏まえ、新設や修繕、LED化を支援するほか、道路や公園等の公共的空間における見通しの確保に向けた取り組みを進め、犯罪の起こりにくい環境の整備を進めます。

### 1-2-5 再犯の防止に向けた取り組みの推進

再犯を防ぎ、安全・安心な社会を実現するため、関係機関と連携し、円滑な社会復帰を支援する取り組みや地域の理解を深める啓発活動を推進します（本主要施策は、「再犯の防止等に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけます）。

### 1-2-6 消費者教育・啓発等の推進

自立した消費者の育成に向け、様々な情報媒体の活用、学習機会の提供等により、消費生活に関する教育・啓発や情報提供を推進します。

### 1-2-7 消費生活相談の充実

被害の未然防止と発生後の適切・迅速な対応に向け、広域的連携のもと、十和田市消費生活センターによる消費生活相談の維持・充実を図るとともに、その周知と活用促進に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
人身事故発生件数	件	27	19
交通事故死亡者数	人	3	0
交通事故負傷者数	人	35	23
物損事故発生件数	件	225	203

## 3 環境保全



### 現状と課題

地球温暖化がさらに深刻化し、これに伴う気候変動の影響がますます拡大する中、世界各国で脱炭素化の動きが加速しており、国や青森県においても、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明しています。

本町は、西方に八甲田連峰を仰ぎ、広大な田畑と森に囲まれるとともに、清流・奥入瀬川が流れる、水と緑に包まれた自然豊かなまちです。

本町では、これらの自然の保全をはじめ、水質汚濁等の公害防止対策、環境保全に関する啓発活動や環境教育などを進めてきたほか、環境美化条例に基づき、環境美化パトロールをはじめ、清潔で美しいまちづくりに向けた環境美化運動の促進等に努めてきました。

また、地球温暖化対策として、令和6年度に、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、町の事務事業や公共施設で発生する温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めています。

今後、こうした環境保全に関する取り組みは、時代要請に即した脱炭素社会の実現はもとより、美しく快適な居住環境を生み出し、人々の定住・移住の促進につながるものとして一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、町民や事業者と協働し、各種の環境保全施策を総合的に推進し、地球にやさしい脱炭素なまちづくり、だれもが住みたくなる美しいまちづくりを進めていく必要があります。

## 主要施策

### 1-3-1 自然環境・景観の保全

- ①自然環境の保全に留意した適正な土地利用の誘導はもとより、公共工事にあたっては、自然環境・景観や生態系の保全に留意した資材・工法の導入を図ります。
- ②民間事業者による太陽光発電システムの設置に関し、自然環境・景観を阻害することのないよう、必要に応じて指導・助言を行っていきます。

### 1-3-2 環境教育・啓発活動の推進

環境に配慮した生活や事業活動への転換、自主的な環境保全・美化活動の促進に向け、様々な場や機会を通じて環境教育や啓発活動を推進します。

### 1-3-3 環境保全・美化活動の促進

きれいなまちを目指し、環境美化条例に基づき、地域における自主的な清掃活動などの環境美化活動を促進するとともに、省エネルギー運動など、町民・事業者の主体的な環境保全活動を促進します。

### 1-3-4 地球温暖化対策の推進

- ①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、また適宜見直しを行いながら、電気使用量や燃料使用量の削減を重点に、町の事務事業や公共施設で発生する温室効果ガスの削減を図るとともに、町全体への波及に向けた啓発等を進めます。
- ②地球温暖化に対する適応策として、極端な高温時における健康被害の発生を防止するため、クーリングシェルター<sup>※8</sup>の開設及び町民への周知を図ります。

### 1-3-5 公害の未然防止

事業所等による公害について、関係機関と連携しながら、未然防止に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町内会防犯灯LED交換化率	%	91.5	96.0
六戸町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量	t-CO <sub>2</sub>	(R5)1,500	1,350

※8 指定暑熱避難施設。

## 4 ごみ処理等環境衛生



### 現状と課題

ごみの発生をできるだけ少なくし、限りある資源を循環的に利用し、環境への負荷を低減する持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみに分け、十和田地域広域事務組合によって広域的に収集・処理しています。

本町ではこれまで、広域的連携のもと、焼却施設の適正管理や最終処分場の延命化など、ごみ処理体制の充実を進めてきたほか、広報・啓発活動の推進等によりごみの分別や減量化、リサイクル等を促進してきました。

しかし、焼却施設の老朽化が進み、これへの対応が求められているほか、分別の徹底や減量化、リサイクル等の一層の促進が求められる状況にあります。

また、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が求められています。

このため、今後は、広域的なごみ処理体制の充実を進めるとともに、町民のごみ分別の徹底や自主的な3R運動<sup>※9</sup>の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

一方、し尿処理については、十和田地区環境整備事務組合によって広域的に収集・処理しています。令和3年度に供用開始した十和田下水一次処理センターにおいて処理していますが、今後とも、広域的なし尿処理体制の維持・充実に努める必要があります。

また、墓地及び火葬場については、町営墓地があるほか、十和田地域広域事務組合による広域火葬場がありますが、今後とも適正管理等に努める必要があります。

※9 リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)運動。

## 主要施策

### 1-4-1 ごみ処理体制の充実

- ①広報・啓発活動の推進により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進します。
- ②広域的連携のもと、引き続き施設・設備の更新や延命化、ごみ分別体制の充実等を進めるとともに、焼却施設の老朽化に対応し、新たな施設の建設に向けた調査等を進め、十和田地域広域事務組合によるごみ処理体制の充実に努めます。

### 1-4-2 3R運動の促進

循環型社会の形成に向け、広報・啓発活動の推進や資源ごみ団体回収の支援などにより、町民や事業者の自主的な3R運動を促進します。

### 1-4-3 食品ロス対策の推進

県の取り組みと連動し、啓発活動の推進や「3010運動※<sup>10</sup>」の展開など、食品ロス対策を推進します。

### 1-4-4 ごみの不法投棄対策の推進

不法投棄監視パトロールを強化するとともに、必要に応じて、不法投棄防止看板・カメラの設置を行い、ごみの不法投棄の防止及び廃棄物の回収に努めます。

### 1-4-5 し尿処理体制の維持・充実

広域的連携のもと、処理施設の適正管理を行い、十和田地区環境整備事務組合によるし尿処理体制の維持・充実に努めます。

### 1-4-6 町営墓地の適正管理と利用促進

町営墓地について、適正管理に努めるとともに、広報活動の推進等を通じて利用を促進します。

### 1-4-7 火葬場の適正管理

広域的連携のもと、施設の適正管理など、十和田地域広域事務組合による火葬場の維持・充実に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町の資源ごみを集団回収する登録団体数	団体	21	23
町民1人あたりのごみ排出量(1日あたり)	g	703	680
町民1人あたりのごみ焼却量(1日あたり)	g	599	580

※10 会食・宴会等の乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動。

## 5 上・下水道



### 現状と課題

水道は、住民生活や産業活動に一日も欠かせない重要なライフラインですが、全国的に給水人口の減少による料金収入の減少、老朽化した施設の更新等にかかる経費の増大といった問題が表面化しており、将来にわたって持続可能な給水体制の整備が求められています。

本町の上水道事業は、7市町で構成する八戸圏域水道企業団によって広域的に行っており、令和6年度末現在、給水戸数4,158世帯、給水人口8,853人、普及率84.3%となっています。

今後とも、安全でおいしい水道水を安定的に供給していくため、広域的連携のもと、災害時への対応や水質管理の充実等も見据えながら、水道施設の適正な維持管理等に努める必要があります。

一方、下水道は、快適で住みよい居住環境づくりや河川等の公共用水域の水質保全をはじめ、多面的な役割を持ち、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町ではこれまで、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業によって生活排水処理施設の整備を進めてきました。

令和4年度には、小松ヶ丘地区の汚水を公共下水道へ接続して処理するための整備を行ったほか、現在、同地区における雨天時侵入水（不明水）対策に関する事業を進めています。

今後は、この事業を計画的に進めていくほか、すでに整備した公共下水道施設及び農業集落排水施設の適正管理と早期接続の促進、合併処理浄化槽の設置促進を図り、全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

## 主要施策

### 1-5-1 広域的な給水体制の充実

安全でおいしい水道水を安定的に供給できるよう、広域的連携のもと、八戸圏域水道企業団において、施設・管路の計画的な更新や維持管理、水質管理・災害対策を進めます。

### 1-5-2 全町水洗化の推進

- ①小松ヶ丘地区において、汚水処理量の適正化のため、引き続き雨天時侵入水（不明水）対策に関する事業を実施します。
- ②公共下水道事業及び農業集落排水事業による整備済区域については、施設の適正な維持管理・長寿命化に努めるとともに、未接続世帯の早期接続を促進します。
- ③公共下水道事業及び農業集落排水事業による整備済区域以外の区域においては、引き続き補助を行い、合併処理浄化槽の設置を促進します。

### 1-5-3 下水道事業の健全運営

施設の維持管理体制の効率化や経費の削減、料金体系の適正化などにより、下水道事業の健全運営に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
上水道有収水量	m <sup>3</sup>	729,871	733,276
上水道普及率	%	84.3	85.0
公共下水道水洗化人口	人	5,826	6,200
合併処理浄化槽設置基数	基	713	744

## 6 公園・緑地



### 現状と課題

公園や緑地は、緑豊かな住環境の形成や住民の交流・いこいの場の創出、子どもの遊び場の確保、防災性の向上など、多面的な機能を持ち、人々の生活に密接に結びついています。

本町には、都市公園が1箇所、都市公園以外の公園等が14箇所整備されており、人口1人あたりの公園面積は47.1㎡と、高い水準となっています。

本町ではこれまで、本町のシンボルである舘野公園をはじめ、各公園・緑地の整備充実や維持管理に努めてきましたが、舘野公園については、近年、老木の枯死が進み、貴重な緑が減少してきており、その対応が求められているほか、その他の公園等についても、遊具などの施設・設備が老朽化してきており、計画的な更新が必要となっています。

また、本町では、公共施設の緑化はもとより、町民の緑化運動や花づくり運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。



奥入瀬左岸河川公園の桜

## 主要施策

### 1-6-1 公園・緑地の整備充実と管理体制の充実

- ① 館野公園について、樹木の点検・診断やこれに基づく適正な維持管理を計画的に実施し、緑地の保全及び景観の向上に努めます。
- ② その他の公園・緑地についても、老朽化した遊具等の施設・設備の定期的な点検及び更新、枯死した樹木や危険木の撤去、枝の剪定・伐採、除草等を行い、安全性の確保及び景観の向上に努めます。
- ③ 町民や町民団体等による公園・緑地の清掃活動等を促進し、協働による維持管理体制の充実に努めます。

### 1-6-2 緑化の推進

町民や町民団体、行政が一体となった町ぐるみの緑化運動、花づくり運動を展開し、花と緑あふれるまちづくりを進めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
支障木伐採・剪定による樹木整備本数(累計)	本	26	160

## 第2章 子育てしやすく健康で長生きできる六戸

### 1 子育て支援



#### 現状と課題

わが国では、少子化が深刻化する中、令和5年度に、「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども政策の基本的な方針を定めた「こども大綱」や、その総合的な指針である「こども未来戦略」を策定し、国をあげて少子化対策を進めています。

本町ではこれまで、すべての子どもが健やかに成長するとともに、保護者が安心して子育てができるよう、令和元年度に策定した第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援サービスや保育サービスの充実、母子の健康の確保・増進に向けた取り組みをはじめ、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、依然として少子化が進む中で、保育ニーズがますます多様化してきており、町全体での子育て支援が重要な課題となっています。また、子育て支援の充実は、少子化の歯止めや幸せな家庭生活の実現はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、定住・移住の促進につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このような中、本町では令和6年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、第三期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、町全体で子どもと子育て家庭に寄り添い、子どもの最善の利益を第一に考えた、切れ目のない子ども・子育て支援施策を推進していく必要があります。

#### 主要施策

##### 2-1-1 地域における子育ての支援

- ①相談支援の拠点として、「こども家庭センター※11」の設置及び段階的な機能強化を図るとともに、育児相談や子育てサークルの支援等を行う子育て支援センター事業や各種相談など、子育てに関する相談支援の充実を図ります。

※11 これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）が一体となった、すべての妊産婦・子育て家庭・子どもへ総合的な相談支援等を行う機関。

- ②こども誰でも通園制度※<sup>12</sup>や子育てサークル支援事業など、子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③通常の保育はもとより、預かり保育や延長保育、休日保育など、保育サービスの充実を促進します。
- ④放課後児童クラブなど、放課後の児童の健全育成及び居場所づくりに向けた取り組みの充実を図ります。

### 2-1-2 母子の健康確保及び増進に向けた取り組みの推進

妊娠期から子育て期を通じた母子の健康確保及び増進に向け「こども家庭センター」を拠点として、健康診査、相談、訪問指導等の充実を図ります。

### 2-1-3 子育て家庭への経済的支援等の推進

- ①児童手当の支給、乳幼児医療費の支給、18歳までのこども医療費の助成などにより、子育て期の経済的負担の軽減を図ります。
- ②ひとり親家庭の自立支援に向け、相談や医療費の助成など経済支援を行います。
- ③教育や生活、就労の支援など、子どもの貧困対策について検討・推進します。

### 2-1-4 次代の親の育成

後期課程生徒（7～9年生）が乳幼児とふれあう体験学習の実施など、次代の親の育成に向けた取り組みを行います。

### 2-1-5 要保護児童への対応

関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地域子育て支援拠点事業の参加者数	組	1,671	1,700
子育て支援センター設置箇所数	箇所	3	4
保育所待機児童数	人	0	0
放課後児童クラブ実施箇所数	箇所	7	7
一時預かり事業実施箇所数	箇所	4	4

※12 保護者の就労状況にかかわらず、未就園児が保育施設を利用できる制度。

## 2 保健・医療



### 現状と課題

人生100年時代を迎えようとしている一方、生活環境や食習慣の変化等による生活習慣病の増加・重症化が深刻な問題となっており、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを支える環境整備が求められています。

本町ではこれまで、令和3年度に改訂した健康増進計画・食育推進計画「健康ろくのへ21(第2次) [改訂版]」や自殺対策計画「第1次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」等の指針に基づき、町民の健康づくりの支援やそのための環境整備、自殺対策などを進めてきました。

しかし、がんや循環器疾患、糖尿病、COPD※<sup>13</sup>等の健康課題は継続しているほか、自殺死者数は増減を繰り返している状況にあり、心身の健康づくり対策の一層の強化が求められています。

このような中、本町では、令和6年度に、健康増進計画・食育推進計画「健康ろくのへ21(第3次)」と自殺対策計画「第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、食生活を含めた生活習慣の改善を柱に、生涯の各期にわたる保健サービスの一層の充実に努めるとともに、楽しく健康づくりを行うための環境整備を進めていく必要があります。

一方、本町の医療機関は、町立の国民健康保険診療所をはじめ、民間の一般診療所が1箇所、歯科診療所が3箇所、眼科診療所が1箇所あります。

その中でも、国民健康保険診療所は、感染症対応や高齢者のかかりつけ医療機関として地域に不可欠な医療を担っています。しかしその一方で、近年の物価やエネルギー価格の高騰、職員人件費の上昇など、運営のコストは増加し、経営を圧迫しています。これからは、地域医療の砦である診療所について、経営形態の見直しを含めた経営の効率化と財政運営の健全化を図る必要があります。

### 主要施策

#### 2-2-1 保健事業推進体制の充実

- ①町民一人ひとりが楽しく健康づくりを行えるよう、「ろくのへ元気アップポイント事業」等の利用促進に努めます。

※13 慢性閉塞性肺疾患。

②実情に即した保健事業を総合的・計画的に推進するため、健康増進計画・食育推進計画「健康ろくのへ21(第3次)」や自殺対策計画「第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」などの指針の見直しを適宜行います。

### 2-2-2 「健康ろくのへ21(第3次)」に基づく健康づくり対策の推進

「健康ろくのへ21(第3次)」に基づき、「生活習慣病対策(栄養・食生活・食育及び身体活動・運動含む)」、「心の健康づくり対策」、「歯・口腔の健康づくり」、「喫煙対策」、「育児不安対策」のテーマごとに設定した取り組みや目標値の達成に向け、町民の自主的な行動と健康状態の改善を呼びかけていくとともに、行政としての社会環境の整備に取り組みます。

### 2-2-3 「第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」に基づく自殺対策の推進

「第2次いのち支える六戸町自殺対策行動計画」に基づき、ゲートキーパー※14などの自殺対策を支える人財の育成や正しい知識の啓発・周知、児童生徒のSOSの出し方に関する教育などに取り組みます。

### 2-2-4 国民健康保険診療所のあり方についての検討

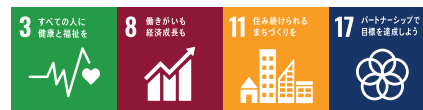
より質の高い医療やケアを今後、効率的に提供・維持するための方策として、増加し続ける高齢者への対応、在宅医療需要への対応、医療の質や医療従事者の確保、地域における医療体制の維持という課題について、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどを含め、検討を進めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	(R5)38.8	60.0
がん検診受診率	%	14.5	40.0
がん検診精密検査受診率	%	71.5	90.0
特定保健指導実施率	%	(R5)67.2	70.0
死亡要因に占める自殺の割合(人口10万対)	人	(R5)56.4	0.0

※14 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

## 3 高齢者支援



### 現状と課題

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進行する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム※15の充実に向けた取り組みを進めています。

本町ではこれまで、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、地域包括支援センターを中心として、生活支援のための福祉サービスの提供や介護保険サービスの提供、高齢者の社会参加や生きがいをづくりに向けた取り組みなど、各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに加速していくことが予想されており、これに伴い、要支援・要介護高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、介護予防や重度化防止の取り組み、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくり、社会参加や生きがいをづくりの支援など、高齢者支援の充実は引き続きまちづくりの重要課題となっています。

このため、令和5年度に策定した高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、ともに支え合う中で、高齢者がやすらぎとぬくもりを実感しながら生活することができるまちづくりに向けた具体的な施策・事業を着実に推進していく必要があります。

### 主要施策

#### 2-3-1 高齢者支援に関する指針の見直し

実情に即した高齢者支援施策を総合的・計画的に推進するため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。

#### 2-3-2 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

- ①高齢者が積極的に社会参加し、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、シニアクラブの活動支援及び加入促進、生涯学習・スポーツ・ボランティア活動の促進、シルバー人材センターの充実支援等に努めます。
- ②高齢者の健康づくりに向け、各種保健事業の推進はもとより、フレイル※16等の多様な課題に対応した、保健事業と介護予防事業が一体となった取り組みを進めます。

#### 2-3-3 高齢者の介護予防の推進

高齢者が要介護状態等にならないよう、町民主体による通いの場や運動教室を充実させながら、各種介護予防事業を推進します。

※15 地域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

※16 加齢によって心身が衰え、活動量が低下し、要介護に移行する一歩手前の状態。

### 2-3-4 高齢者福祉サービスの提供

高齢者の在宅での生活を支援するため、緊急通報装置の設置や福祉用具の貸付をはじめとする各種福祉サービスの提供を図ります。

### 2-3-5 包括的な支援体制の強化

- ①地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、介護人材の確保及び資質の向上、各種サービスの提供拠点である地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進に向けた取り組みを推進します。
- ②ますます増加する認知症高齢者を地域で支えていくため、認知症に対する正しい知識の普及・啓発や認知症サポーターの養成・活用、認知症カフェ<sup>※17</sup>の開催などをはじめとした、認知症施策を推進します。
- ③生活支援サービス等の充実に向け、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーターや、その活動を支える協議体の活用を図ります。

### 2-3-6 介護保険サービスの充実

要支援認定者や要介護認定者を対象に、訪問介護をはじめとする各種の居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、介護給付の適正化に向けた取り組みを行います。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	%	86.1	89.9
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	12.8	16.0
シニアクラブへ加入している高齢者数	人	118	130
シルバー人材センター会員登録数	人	99	110
遊遊クラブ参加者数 (延べ)	人	4,007	4,200
元気はつらつ教室参加者数 (延べ)	人	715	800
おでかけ教室参加者数 (延べ)	人	646	750
高齢者生きがいと健康づくり推進事業参加者数 (延べ)	人	2,045	2,200
いきいき百歳教室実施地区数	地区	9	12
もの忘れ検診受診者数	人	57	80
認知症カフェ実施地区数	地区	2	5

※17 認知症の人やその家族、地域住民などが集まるカフェ。

## 4 障がい者支援



### 現状と課題

障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、地域の中でともに生き、ともに活躍できる社会づくりが求められています。

本町ではこれまで、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害者基本法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした各種の施策・事業を推進してきました。

しかし、近年、障がい者や介護者の高齢化が進み、親亡き後や将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

今後は、令和5年度に策定した第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、ノーマライゼーション※18 とリハビリテーション※19の理念に基づく社会の実現に向けた具体的な施策・事業を着実に推進していく必要があります。

### 主要施策

#### 2-4-1 障がい者支援に関する指針の見直し

実情に即した障がい者支援施策を総合的・計画的に推進するため、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しを行います。

#### 2-4-2 保健・医療の充実

関係機関と連携し、障がいの発生予防・早期発見・早期治療・早期療育、精神保健対策及び難病対策、医療及びリハビリテーションの充実に向けた取り組みを進めます。

#### 2-4-3 障がい者の生活支援の充実

①居宅での生活を支援する訪問系サービスや日中の活動を支援する日中活動系サービス、地域生活への移行を支援する居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。

※18 障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

※19 人間らしく生きる権利（全人的復権）。

- ②障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを活用し、医療的ケア児とその家族に対する支援を行います。
- ③障がい者の地域生活を支援するため、「地域生活支援拠点等※20」の設置と段階的な機能強化、有効活用を図ります。
- ④県等関係機関と連携し、相談支援事業の推進や手話通訳者等の派遣、移動の支援など、地域生活支援事業を推進します。
- ⑤障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種手当の支給や医療費の助成など、経済的支援を行います。

#### 2-4-4 障がい者の雇用・就労の促進

就労移行支援や就労継続支援、新たに始まった就労選択支援※21等の就労に関するサービスの提供体制の充実をはじめ、障害者就業・生活支援センターの活用、相談・情報提供の推進、事業所への啓発の推進などにより、障がい者の雇用・就労支援に努めます。

#### 2-4-5 障がい者理解のための啓発・広報等の充実

- ①障がい者への差別や偏見をなくし、ノーマライゼーション・リハビリテーションの理念に基づく社会づくりを一層進めるため、関係機関と連携し、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。
- ②障がい者が必要な情報を手軽に入手できるよう、情報アクセシビリティ※22の向上に向けた取り組みを推進します。

#### 2-4-6 障がい者のスポーツ・文化活動等の促進

令和8年に開催される「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」との連動等により、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等の機会の提供に努めます。

### 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
就労継続支援利用者数	人	50	55
障害者就業・生活支援センター登録者数	人	27	30
役場における障がい者職員雇用数	人	2	4

※20 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援のための拠点機能を持つ場所や体制のこと。

※21 障がい者本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、客観的な状況把握を行い、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。

※22 年齢や障がいの有無にかかわらず、だれでも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## 5 地域福祉



### 現状と課題

少子高齢化の進行による家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における相互扶助機能の低下が進んでいます。また、「8050問題※23」や「ダブルケア※24」など、行政サービスだけでは対応が困難な複雑化・複合化した生活課題が出てきています。

このような状況に対応していくためには、公的な取り組みだけでなく、地域における多様な主体が、自分のこととして参画する「地域共生社会※25」をつくっていくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が、各種介護・福祉サービスの提供のほか、福祉意識の啓発や福祉ボランティアの発掘・育成、地域における福祉体制づくりなどを行い、地域福祉活動の中核的役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉ボランティア団体等が地域に密着した活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、地域における生活課題はますます複雑・多様化していくことが予想され、地域福祉体制の充実が強く求められる状況にあります。

このような中、本町では令和6年度に、実情に即した地域福祉を総合的・計画的に進めるため、第2期地域福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また見直しを行いながら、より多くの主体の支え合いの輪を広げ、町民一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての人々が安全に安心して暮らすことができるよう、バリアフリーやユニバーサル・デザイン※26の取り組みが求められています。

※23 80代の親が、ひきこもりなどの50代の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

※24 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

※25 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域町民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

※26 はじめからすべての人が使いやすいように施設や建物、空間などをデザインすること。

## 主要施策

### 2-5-1 地域福祉に関する指針の見直し

実情に即した地域福祉を総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画の見直しを行います。

### 2-5-2 地域福祉の多様な担い手の育成

- ①町民の福祉意識の高揚及び福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの発掘・育成に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ②社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会、福祉ボランティア団体等の育成・支援に努めます。

### 2-5-3 分野を越えた横断的・総合的な取り組みの推進

民生委員・児童委員や見守りサポーター等による訪問・見守り体制の強化や、「ふれあいきいきサロン」・「みんなの食堂 ワイもぐ」等の居場所づくり・交流の場づくりをはじめ、外出・買い物の支援、ひきこもり・孤立・孤独へ対応、虐待の防止、権利擁護の推進など、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等について、横断的・総合的な取り組みを推進します。

### 2-5-4 ユニバーサル・デザインのまちづくり

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、公共施設の更新時等において、可能なものからユニバーサル・デザイン化を進めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
福祉関係NPO法人数	団体	1	1

## 6 国民健康保険・国民年金等



### 現状と課題

国民健康保険制度は、自営業の人や会社に勤めていない人などが加入するもので、病気やけがなどに対して保険給付を行う制度であり、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

しかし、高齢化の進行や医療技術の高度化等を背景に、医療費は年々増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあります。

このため、医療費の抑制や収入の確保など、制度の健全運営に向けた取り組みを引き続き進めていくとともに、令和12年度予定の国民健康保険税水準の県内統一への対応を進めていく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがに対して保険給付を行う制度であり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の適正な運営に向け、健康づくりの促進や制度の周知徹底に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、国民年金制度は、老後の所得を保障するものであり、国民にとって必要不可欠な制度ですが、若年層を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられるため、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、その自立を促す制度です。また、生活保護に至る前の段階で利用できる仕組みとして、様々な困りごとの相談を受け、解決に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度があります。

本町では、生活困窮者に対し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ハローワーク、県の生活困窮者自立相談窓口等と連携しながら、相談や各種制度の利用に関する助言・指導等を行っていますが、今後とも、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

## 主要施策

### 2-6-1 国民健康保険制度の健全運営

- ① 特定健康診査・特定保健指導をはじめとする各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費通知やレセプト※27点検などの適正受診対策の推進、ジェネリック医薬品※28の利用促進策の推進等により、医療費の抑制に努めます。
- ② 国民健康保険税の適正な賦課、キャッシュレス納付の導入など徴収体制の充実、滞納者対策の推進などにより、収入の確保に努めます。
- ③ 国民健康保険税水準の県内統一に向け、県と連携し、必要な取り組みを進めます。

### 2-6-2 後期高齢者医療制度の健全運営

各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知徹底を図ります。

### 2-6-3 国民年金制度の周知徹底

国民年金制度についての十分な理解が得られるよう、広報・啓発活動を推進し、周知徹底を図ります。

### 2-6-4 生活困窮者への対応

生活困窮者の生活の安定と自立を支援するため、関係機関と連携し、適切な相談に努めるとともに、融資制度の周知と活用促進、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正運用の促進に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国民健康保険被保険者の1人あたりの年間医療費	円	(R 5)279,075	280,000
国民健康保険税収納率(現年分)	%	95.4	95.5
生活保護受給世帯から自立した世帯数	世帯	4	4

※27 診療報酬明細書。

※28 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。

## 第3章

## 次代を担う人と文化を育む六戸

## 1 学校教育



## 現状と課題

わが国では、令和5年度に、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして掲げた第4期教育振興計画を策定し、様々な教育政策を展開しています。

本町では、次代を担う子どもたちの学ぶ機会の均等化、よりよい学習環境の形成に向け、小学校3校と中学校2校を1校に再編し、県内初の義務教育学校である「六戸学園」を令和7年4月1日に開校しました。

「六戸学園」は、町のシンボルとなる学び舎として、学校・保護者・町民がそれぞれの役割を果たしながら協働していく学校の構築とともに、校訓「みる・しる・とぶ」に基づく教育活動を通して、一人ひとりが輝き、変化の激しい社会の中にあっても、子どもたちの「生きる力」を育むため、義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性、学びの系統性・連続性を強化した教育活動を展開しています。

今後は、家庭や地域との連携をさらに強化し、本町の自然や産業、地域の人々、そして、「六戸学園」という優れた教育資源を十分に生かすとともに、対話型の取り組みを重視しながら、教育活動全般の一層の充実を図り、変化の激しい社会を生き抜く力を育むとともに、世界の中で活躍できる人財、ふるさとに戻り、ふるさとを育てる人財の育成を一層推進していく必要があります。

## 主要施策

## 3-1-1 「生きる力」を育む教育活動の推進

- ①基礎学力の向上に向け、学力調査結果の有効活用、「六戸学園式授業づくりスタンダード」等を生かした探究型授業の充実を図るとともに、児童生徒の自ら学ぶ意欲を育てるため、家庭学習習慣の定着を図ります。
- ②本町への愛着や誇りを高め、ふるさとに戻り、ふるさとを育てる人財を育成するため、自然や歴史、文化、産業などの教育資源を「六戸学園教育資源バンク」として整備・活用し、特色ある教育活動を推進します。
- ③世界の中で活躍できる人財づくりを目指し、ALT※29の活用等による外国語教育や国際理解教育、姉妹校であるアメリカ合衆国メイン州キタリー町シャプリミドルスクールとの国際交流の一層の充実を図ります。
- ④デジタル社会に対応した人財の育成に向け、ICTルームやデジタル機器を効果的に活用した指導を推進します。

※29 外国語指導助手。

- ⑤自他の個性や多様性を尊重し共生できる力の育成に向け、多様性を尊重する教育や異学年の交流事業等を推進するとともに、集団での活動が難しい児童生徒に対しては、「校内教育支援センター」の設置のもと、専門員等が積極的に関わり、相談・指導の充実を図ります。
- ⑥いじめや不登校等の問題の防止・解消に向け、スクールカウンセラー※30やスクールソーシャルワーカー※31等を活用した相談・指導の充実や教育支援センター（適応指導教室）「メイプルルーム」の活用を図ります。
- ⑦学校図書室（町立図書館を兼ねる）の重要性を踏まえ、蔵書の充実や図書検索アプリの活用を図り、児童生徒の読書活動を促進します。
- ⑧心身の健康の増進に向け、健康教育の充実や運動習慣の形成を目指した指導の実施、安全・安心な給食の提供、食育の推進に努めます。
- ⑨学校教育活動支援員を活用し、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。

### 3-1-2 教員の資質の向上

教員の指導力・コーディネート力の向上による探究型授業の充実を目指し、校内外の研修や研究の充実を図ります。

### 3-1-3 地域とともにある学校づくり

- ①コミュニティ・スクール※32の取り組みを推進し、地域社会と一体となった教育基盤の確立を進めます。
- ②広報等を通じて学校教育活動を公開し、地域社会の理解と協力を得ながら学校の教育力向上を図ります。
- ③指導者の確保をはじめ、地域における運営体制の構築・充実を進めながら、部活動の地域展開を段階的に進めていきます。

### 3-1-4 安全対策・通学対策の推進

- ①防犯ブザー等の配布、関係団体によるパトロール活動の促進等により、登下校時の安全対策の強化を図ります。
- ②児童生徒の安全・安心な通学手段として、スクールバス運行の維持・充実に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
全国学力・学習状況調査全国比 ((6年生 国・算) 全国平均を100とした指標)	—	111	113
全国学力・学習状況調査全国比 ((9年生 国・数) 全国平均を100とした指標)	—	97	100
児童生徒の図書貸出冊数(延べ)	冊	1,181	22,600
児童生徒の図書館利用者数(延べ)	人	858	13,200

※30 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※31 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※32 学校運営協議会制度。学校と地域・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」を目指すための仕組み。

## 2 生涯学習



### 現状と課題

人生100年時代やデジタル社会を迎える中、すべての人々が生涯にわたって学び続け、活躍できる環境づくりや、地域コミュニティの基盤を支える学習活動の促進がますます重視されてきています。

本町では、町民が生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人との絆の中で豊かで住みよい地域社会づくりを推進するため、「夢生学習塾」の開催をはじめ、多様な学習活動や社会参加活動への支援、社会教育団体等の育成と活動の支援に努めています。

今後は、生活や職業能力の向上、自己の充実を目指して各人が自発的意思に基づき自己に適した手段・方法を選んで生涯を通じて行う学習活動の支援や、主として青少年及び成人に対する組織的な教育活動を展開するとともに、自立した社会教育団体の事業運営や人づくりを進めていく必要があります。

また、読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものであり、デジタルメディアの普及等を背景に、全国的に活字離れや読書離れが進む中、読書活動の促進が強く求められています。

本町では、「六戸学園」の敷地内に、町立図書館（学校図書室を兼ねる）を令和7年6月1日にオープンし、「六戸学園」とともに町のシンボルとなっていますが、今後とも、町民が本に親しみ、生活文化を向上させるとともに、優れた知性と豊かな感性を身につけることができるよう、読書環境のさらなる充実を図っていく必要があります。

### 主要施策

#### 3-2-1 社会教育施設の整備充実・有効活用

文化ホールや就業改善センター、小松ヶ丘地域交流館、七百地区公民館などの社会教育施設について、老朽化に対応した施設・設備等の整備充実を図るとともに、適正な維持管理及び有効活用を図ります。

#### 3-2-2 指導者の育成・確保

生涯学習の指導者やボランティアを育成・確保し、有効活用を図ります。

### 3-2-3 学習情報の提供

町民の主体的な学習活動を支援するため、それぞれの年代に応じた情報媒体を活用し、学習情報の提供を図ります。

### 3-2-4 「夢生学習塾」を中心とした魅力ある学習プログラムの提供

町民が、多様な学(楽)習により、人とのつながりを深め、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、「夢生学習塾」を中心とした魅力ある学習プログラムの企画・提供を図ります。

### 3-2-5 関係団体等の育成

自立した社会教育団体や自主学習グループを育成するため、継続的な支援に努めます。

### 3-2-6 読書環境の充実

- ①図書館について、本町の生涯学習の拠点として、蔵書の充実はもとより、学校図書室との積極的な連携、従来からの関係施設との連携に取り組み、読書環境の充実を進めるとともに、町内外へのPRを強化し、一層の利用促進に努めます。
- ②より多くの町民が子どもや孫と一緒に本とふれあう機会を持てるよう、ブックスタート※33事業を推進するほか、おはなし会活動の活性化支援、新規企画の取り組みを進めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
夢生学習塾参加者数(延べ)	人	217	220
生涯学習フェスタ参加団体数	団体	17	20
図書館利用者数	人	7,087	7,100
図書館蔵書数	冊	27,048	28,000
図書館貸出冊数	冊	11,517	12,000
読み聞かせボランティアの回数(延べ)	回	7	10

※33 赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験とともに絵本を手渡す活動。

## 3 文化芸術



### 現状と課題

文化芸術は、人々の心豊かな生活と活力ある社会を築く活動として、また、人と人の相互理解を促す共生社会の基盤として、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本町では、文化協会や無形文化財保存会が中心となって、様々な文化芸術活動・伝統芸能伝承活動が行われているとともに、町民文化祭や個別団体による発表会、六戸秋まつり、メイプルタウンフェスタなどにおいて、活動の成果を広く町内外へ発信しています。また、文化ホールでは、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象に、多様な文化芸術にふれる機会の提供に努めています。

しかし、各種活動への参加者の減少や高齢化、若者の参加率の低下といった状況もみられ、今後は、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町には、「学秀作大日如来像」や「学秀作七菩薩像」、「旧苫米地家住宅」、「鶴喰鶏舞」、「折茂今熊神楽」、「上吉田南部駒舞」、「上吉田大黒舞」などの有形・無形の貴重な文化財があります。

これらの文化財は、古くからこの地域に受け継がれ守り続けられてきたもので、町民共通のかけがえのない財産です。

今後とも、文化財を保護・保存する活動を続けていくとともに、保護・保存してきた文化財の価値を、町民のみならず多くの人々に伝えていく必要があります。



旧苫米地家住宅

## 主要施策

### 3-3-1 文化芸術団体・指導者の育成

- ①町民主体の活動をより一層促進するため、文化協会などの文化芸術団体・サークルの育成を継続して行います。
- ②町民ニーズを的確に把握しながら、文化協会や所属団体と連携し、必要とされる内容の研修会や講習会を開催し、文化芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

### 3-3-2 多様な文化芸術にふれる機会の充実

- ①若年層の取り込みや活動内容の周知のため、文化芸術に関する広報・啓発活動を行います。
- ②文化協会や所属団体と連携し、町民文化祭・舞台発表会等の文化イベントの内容充実を進めるとともに、より多くの団体との連携を図り、多様な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術活動の成果を発表する機会の充実に努めます。

### 3-3-3 文化財の保存と有効活用

- ①有形文化財について、重要度や現状を踏まえて優先順位をつけ、これに基づいて順次対応を行う仕組みを充実させ、保存・活用を図ります。
- ②無形文化財について、無形文化財保存会への支援や、その活動を記録した映像情報の活用などにより、町民主体の保存・伝承活動を促進します。
- ③郷土資料館及び旧苫米地家住宅について、適切な維持管理や常設展の充実、企画展の開催を図り、利用促進に努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
文化協会会員数	人	196	210
町民文化祭参加団体数	団体	16	20
無形文化財保護団体数	団体	3	3
郷土資料館入館者数 (延べ)	人	62	80
旧苫米地家住宅入館者数 (延べ)	人	4,330	4,500

## 4 スポーツ



### 現状と課題

令和7年度にスポーツ基本法が改正され、その中において、スポーツの果たす役割は、一人ひとりが、スポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参画し、集い、つながること等によって果たされるものであり、スポーツ立国の実現は、わが国の発展のために不可欠な重要課題であるとされています。

本町には、県内有数のスポーツ拠点である総合運動公園をはじめ、総合体育館や海洋センターなどのスポーツ施設が整備されており、これらを拠点に、スポーツ協会やスポーツ少年団を中心とした町民主体のスポーツ活動が活発に行われています。

町では、これらのスポーツ活動を支援するため、スポーツ協会等と連携しながら、各種スポーツ大会・教室を開催しているほか、スポーツ団体や指導者の育成、スポーツ施設の整備充実等に努めています。

しかし、今後、少子化の進行等に伴い、スポーツ活動への参加者の減少が見込まれる一方、高齢化の進行等を背景に、町民の健康増進や生きがいづくりに関するニーズが増大し、スポーツに求められる役割や期待はますます大きなものとなることが予想されることから、すべての町民がそれぞれの年齢や体力に応じてスポーツ活動に親しみ、日々の暮らしの中に定着させることができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町は、令和8年に開催される「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の軟式野球（成年男子）の会場となっており、これを契機としたスポーツ振興等の取り組みも必要です。

### 主要施策

#### 3-4-1 スポーツ施設の整備充実・有効活用

総合運動公園や海洋センターをはじめとする各スポーツ施設について、利用ニーズに即した施設・設備・用具等の整備充実を図るとともに、適正な維持管理及び有効活用を図ります。

#### 3-4-2 スポーツ団体、指導者の育成

- ①町民の自主的なスポーツ活動の活発化を促進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団などの育成を図ります。
- ②総合型地域スポーツクラブについて、参加者の増加に向けたPR活動の展開など、側面からの支援に努めます。

- ③町民の多様なスポーツニーズに応えるため、研修会の開催等を通じ、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

### 3-4-3 多様なスポーツ活動の普及促進

- ①広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の提供を図り、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ②スポーツ協会等と連携し、各種スポーツ大会・教室等の内容充実を図り、参加促進に努めます。特に、生涯スポーツの振興の視点から、世代を越えて気軽に親しめるニュースポーツの普及を進めます。
- ③町民の競技力の向上、競技スポーツの振興に向け、広域的な大会への参加を支援するとともに、活躍した選手や指導者の表彰を行います。

### 3-4-4 「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」と連動した取り組みの推進

軟式野球をはじめとするスポーツの普及・啓発、町一体となった開催・運営への協力など、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」を契機とした、スポーツ振興と地域活性化につながる取り組みを推進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
メイプルスタジアム利用者数	人	9,516	10,000
陸上競技場利用者数	人	8,401	9,000
多目的グラウンド利用者数	人	6,075	6,500
テニスコート利用者数	人	3,042	3,500
総合体育館利用者数	人	54,872	55,000
海洋センター利用者数	人	2,985	3,500
全施設利用者数	人	84,891	87,500
スポーツ協会団体数	団体	14	14
スポーツ協会会員数	人	210	300
スポーツ推進委員数	人	9	10

## 5 青少年健全育成



### 現状と課題

少子化や核家族化の進行に伴う家族形態の変化、価値観の多様化、デジタル化の進展等を背景に、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、非行やひきこもり、SNSを通じたトラブルの増加など、全国的に青少年をめぐる問題が深刻化しています。

本町では、青少年健全育成町民会議や子ども会が中心となり、家庭や地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境づくりに取り組んでいます。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、デジタル化等が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが見込まれます。

このため、青少年の社会性を育むための家庭の教育力の向上や地域全体で子どもを育てる取り組みをはじめ、関係機関・団体が一体となった地域ぐるみの健全育成活動をより一層推進していく必要があります。



町内有志と六戸学園生徒によるハイタッチ運動

## 主要施策

### 3-5-1 青少年健全育成体制の維持・充実

「六戸学園」や防犯協会等の関係機関・団体及び家庭を巻き込む形で青少年健全育成町民会議を運営するとともに、活動の充実を図り、健全育成体制の維持・充実に努めます。

### 3-5-2 健全な育成環境の醸成

関係機関・団体と連携し、有害環境の浄化活動やイベント時の巡回活動等を実施するほか、青少年健全育成に関する標語等の募集・公表を行い、健全な育成環境の醸成に努めます。

### 3-5-3 家庭・地域の教育力の向上

「六戸学園」における家庭教育の支援に関する事業や、児童生徒を対象とした教室の開催などの放課後の子どもの居場所づくりのための事業を実施するとともに、事業内容の周知・PRを行い、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

### 3-5-4 青少年の体験・交流事業等の実施

- ①青少年の各種体験・交流事業やボランティアによる活動支援等が長期的に行える体制を維持し、青少年の健全育成のために必要な活動機会を提供します。
- ②少子高齢化の進行を踏まえながら、その時々状況に応じた子ども会活動が行えるよう、長期的な視点に立った事業運営を促進します。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
青少年健全育成標語応募数	点	550	600
子ども会育成連絡協議会主催事業実施回数	回	3	4
子ども会育成連絡協議会主催事業参加者数(延べ)	人	127	140

## 6 多文化共生・地域間交流



### 現状と課題

近年、グローバル化がさらに進むとともに、全国的に外国人住民やインバウンド※34が増加する中、多文化共生※35のまちづくりの重要性がますます高まってきています。

本町においても、外国人住民や外国人労働者・技能実習生等の増加を踏まえ、多文化共生に関するセミナーの開催やホームページの多言語表示の実装、県等関係機関と連携した「ゼロから始める多文化共生 やさしいにほんご入門・体験」や「あおもりグローバルアカデミー」（異文化コミュニケーション講座・交流講演会等）の参加案内等を行っています。

また、令和6年度に、多文化共生社会の実現を目指して活動する団体が町内で立ち上げられ、本町を含む青森県内5箇所で定期交流会の開催等が行われています。

こうした多文化共生に関する取り組みは、異なる国や文化の理解・共生はもとより、多くの分野で本町の活性化や本町を担う人財の育成につながることで期待されることから、今後は、多文化共生に関する指針づくりのもと、具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、本町では、国内における地域間交流活動として、「戸」のつく青森県1市5町、岩手県1市1町1村※36による「戸」のまち交流事業に参画し、交流を行っていますが、今後とも交流を継続していくとともに、町民と一体となった交流へと発展するよう努める必要があります。

※34 訪日外国人旅行あるいは訪日外国人旅行者。

※35 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

※36 青森県八戸市・三戸町・五戸町・六戸町・七戸町・南部町・岩手県二戸市・一戸町・九戸村。

## 主要施策

### 3-6-1 多文化共生のまちづくりの推進

- ①本町の実情に即した多文化共生のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、多文化共生推進プランの策定を図ります。
- ②町民の多文化共生に関する理解の促進と意識の高揚に向け、様々な情報媒体を活用し、啓発活動や情報発信を行います。
- ③外国人住民や外国人労働者等を雇用する事業者に対し、相互理解・共生のためのセミナー等の開催、必要な情報・資料等の提供を行います。
- ④県等関係機関や団体が行う多文化共生に関するイベント・事業への協力を行うほか、町においても、日本語教室などを通じて、参加者同士のつながりを生み出すコミュニティの形成の場について検討していきます。

### 3-6-2 グローバル化に対応した環境整備

グローバル化に対応し、外国人が住みやすく訪れやすい環境整備を進めるため、公共施設窓口における外国人への対応の充実を図るほか、ホームページや案内表示の多言語化を検討していきます。

### 3-6-3 「戸」のまち交流事業の推進

「戸」のまち交流事業について、サミットや交流キャンプなどの交流を継続していくほか、町民と行政が一体となった交流に発展するよう努めます。

## 数値目標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国際交流イベント・講座等参加者数	人	61	100
英会話教室参加者数(延べ)	人	32	300
「戸」のまち交流事業実施回数	回	3	2
「戸」のサミット会議実施回数	回	1	1
多文化共生に関するイベント・講座等実施回数	回	1	3